

地域での支えあいにより
自分らしく生き生きと
安心して暮らせるまちづくり

第 7 期紀美野町障害福祉計画

及び

第 3 期紀美野町障害児福祉計画



紀美野町

令和 6 年 3 月
和歌山県 紀美野町

目 次

第1章 計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	障害者支援に関する近年の国の政策動向	1
3	計画の位置づけ	3
4	計画の趣旨	3
5	計画期間	3
6	計画の推進に向けて	4
7	他計画との整合性	5
8	障害者計画基本理念	6

第2章 紀美野町の障害のある人を取り巻く現状

1	障害のある人の状況	7
2	基本方針と施策の展開	11
3	共生型サービス	21

第3章 安心して暮らせるための施策・サービス（障害福祉計画）

1	令和8年度までの成果目標	22
2	障害福祉サービスの見込みと確保のための方策	29
3	地域生活支援事業の見込みと確保のための方策	42

第4章 障害児支援（障害児福祉計画）

1	障害児支援の提供体制の整備等	51
2	障害児支援の必要な見込み量	52

資料

紀美野町独自のサービス	58
紀美野町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱	59
第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定委員名簿	60

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

平成28年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布（平成30年4月施行）され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされました。

この改正法や社会保障審議会（障害部会）での議論を経て、国の定める基本指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）が告示され、市町村が令和6年度から令和8年度までの障害福祉計画を作成するにあたって即すべき事項が示されました。

なお、障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、新たに策定が義務付けられたことから、本町でも、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を一体的に策定することとします。

2 障害者支援に関する近年の国の政策動向

直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、市町村及び都道府県が第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成するに当たって、即すべき事項を定めるため、国は障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国の指針」といいます。）の一部を改正しました。

【国の指針における主な見直し事項】

（1）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）の改正による、地域生活支援拠点等の整備の努力義務化

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

（3）福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

（4）障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行による、医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・ 聴覚障害児への早期支援の推進
- (5) 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ ペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
 - ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- (6) 地域における相談支援体制の充実強化
- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- (7) 障害者等に対する虐待の防止
- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- (8) 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- (9) 障害福祉サービスの質の確保
- ・ 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
- (10) 障害福祉人材の確保・定着
- ・ I C Tの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
- (11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ・ 障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
 - ・ 市町村内のよりきめ細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- (12) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- (13) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- (14) その他：地方分権提案に対する対応
- ・ 計画期間の柔軟化
 - ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

3 計画の位置づけ

各計画の位置づけについては以下のとおりです。

(1) 第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。この計画は国の基本指針、県障害福祉計画に即したものとします。

(2) 第3期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は国の基本指針、県障害児福祉計画に即したものとします。

4 計画の趣旨

以下の項目に関する令和8年度末の成果目標及びその目標達成のための方策を定めます。また、令和6年度から令和8年度までの3年間におけるサービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的とします。

- (1) 福祉施設から地域生活への移行促進
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

5 計画期間

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、計画期間を令和6年度から令和8年度の3年間とし、その後見直しを図ります。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
第2次 障害者基本計画											
						第3次 障害者基本計画					
第4期 障害福祉計画						第6期 障害福祉計画					
			第5期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画			第3期 障害児福祉計画		
			第1期 障害児福祉計画			第2期 障害児福祉計画					

6 計画の推進にむけて

(1) 計画の周知

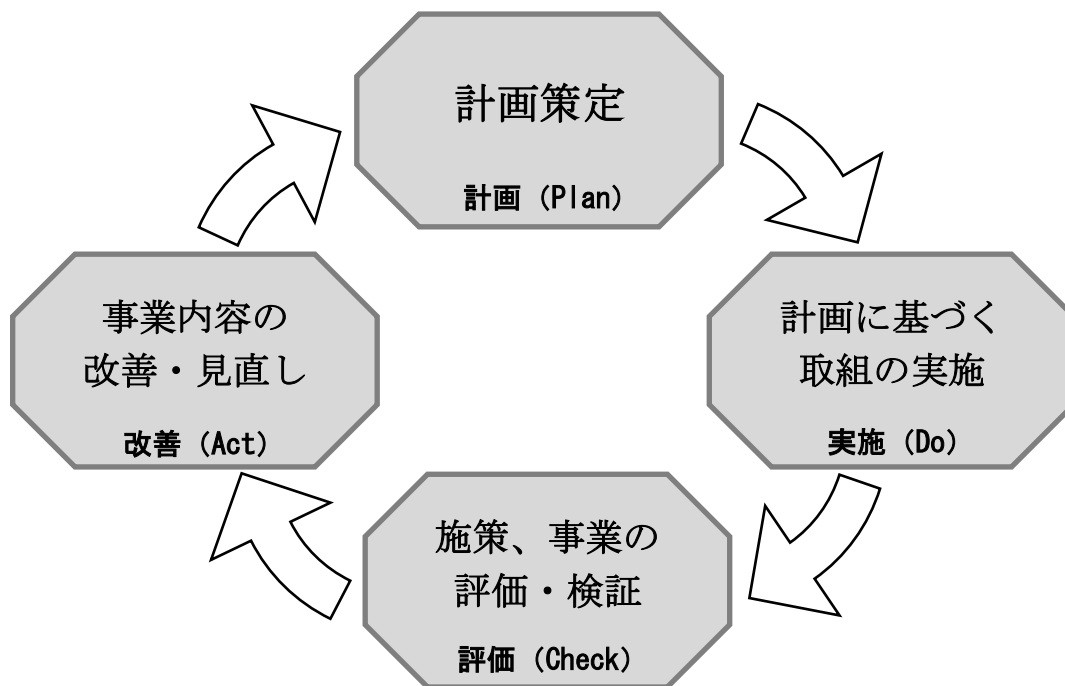
計画書の配布やホームページでの公表などにより、本計画を広く住民に周知します。特に、障害のある人に関する理解を深めるための取り組みや、地域での見守り、交流、防災などの取り組みは、地域との連携が不可欠であることから、関係課と連携し重点的な広報を行います。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画の推進にあたっては、国、県や近隣市町との連携を図るとともに、住民、ボランティアをはじめ学校や病院、関係機関や団体等と連携を強め、広く住民参加が図られた計画を推進します。

(3) 評価、見直しについて

P D C A（計画—実施—評価—改善）サイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、毎年、本計画の進捗状況について定期的な確認を行い、事業の見直しなどを行います。



7 他計画との整合性

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）や和歌山県の障害者施策の基本的な方向を定めた「紀の国障害者プラン2024」及び「第6期和歌山県障害福祉計画」を踏まえ、「第2次紀美野町長期総合計画（平成29年度～平成38年度）」を上位計画とし、下記の関連計画と整合性を持たせます。

【関連計画】

きみの長寿プラン2024（第9期介護保険事業計画）

第3次健康きみの24

第5次きみのいきいき行動計画

きみのこどもプラン（紀美野町子ども・子育て支援事業計画）

8 障害者計画基本理念

地域での支えあいにより

自分らしく生き生きと安心して暮らせるまちづくり

障害者基本法第1条には、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」と示されています。

本町においても、障害のある人の生活を支援するため、保健・医療・福祉の各種サービスの充実を図るとともに、「地域で支えあう、助けあう」という意識を住民一人ひとりが持つまちづくりを進め、障害の有無によって分け隔てられることなく、自分らしく生き生きと安心して暮らせる住みよい町づくりをめざします。

第2章 紀美野町の障害のある人を取り巻く現状

1 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

表1 身体障害者手帳所持者の推移（人数）

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計	総人口	人口比率
平成30年	8	99	556	663	9,080	7.30%
平成31年	7	90	522	619	8,850	6.99%
令和2年	6	87	520	613	8,640	7.09%
令和3年	6	83	520	609	8,457	7.20%
令和4年	6	74	503	583	8,245	7.07%
令和5年	5	67	488	560	8,057	6.95%

資料：保健福祉課調べ（各年3月31日現在）

表2 身体障害者手帳所持者の推移（障害種別）

	肢体 不自由	内部 障害	聴覚 平衡	音声・言語 咀嚼	視覚 障害	合計
平成30年	392	164	82	6	19	663
平成31年	362	155	78	5	19	619
令和2年	355	158	75	7	18	613
令和3年	349	156	75	6	20	609
令和4年	327	157	73	6	20	583
令和5年	300	158	74	5	23	560

資料：保健福祉課調べ（各年3月31日現在）

表3 身体障害者手帳所持者の内訳（年齢・障害種別）

	肢体 不自由	内部 障害	聴覚 平衡	音声・言語 咀嚼	視覚 障害	合計
18歳未満	2	1	2	0	0	5
18～64歳	40	16	6	3	2	67
65歳以上	258	141	66	2	21	488
合計	300	158	74	5	23	560

資料：保健福祉課調べ（令和5年3月31日現在）

表 4 身体障害者手帳所持者の推移（等級別）

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
平成 30 年	126	106	155	170	49	57	663
平成 31 年	117	90	139	163	50	60	619
令和 2 年	121	86	137	165	50	54	613
令和 3 年	119	90	131	168	48	53	609
令和 4 年	111	89	122	159	47	55	583
令和 5 年	104	79	116	150	50	61	560

資料：保健福祉課調べ（各年 3 月 31 日現在）

（2）療育手帳所持者の状況

表 5 療育手帳所持者数の推移（人数）

	18 歳未満	18 歳以上	合計	総人口	人口比率
平成 30 年	14	69	83	9,080	0.91%
平成 31 年	13	71	84	8,850	0.95%
令和 2 年	15	73	88	8,640	1.02%
令和 3 年	20	74	94	8,457	1.11%
令和 4 年	19	75	94	8,245	1.14%
令和 5 年	20	74	94	8,057	1.17%

資料：保健福祉課調べ（各年 3 月 31 日現在）

表 6 療育手帳所持者の推移（等級別）

	A 1	A 2	B 1	B 2	合計
平成 30 年	19	14	25	25	83
平成 31 年	19	14	25	26	84
令和 2 年	18	14	25	31	88
令和 3 年	17	15	26	36	94
令和 4 年	17	14	26	37	94
令和 5 年	16	13	26	39	94

資料：保健福祉課調べ（各年 3 月 31 日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

表 7 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（人数）

	1 級	2 級	3 級	計	総人口	人口比率
平成 30 年	10	45	20	75	9,080	0.83%
平成 31 年	11	45	22	78	8,850	0.88%
令和 2 年	11	47	23	81	8,640	0.94%
令和 3 年	9	45	28	82	8,457	0.97%
令和 4 年	9	51	33	93	8,245	1.13%
令和 5 年	9	53	34	96	8,057	1.19%

資料：海南保健所資料より（各年 3 月 31 日現在）

(4) 自立支援医療受給者の状況

表 8 自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移（人数）

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
受給者数	97	103	106	113	117	120
人口	9,080	8,850	8,640	8,457	8,245	8,057
割合	1.07%	1.16%	1.23%	1.34%	1.42%	1.49%

資料：海南保健所資料より（各年 3 月 31 日現在）

(5) 難病患者の状況

表 9 特定疾患医療受給者証交付状況（人数）

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
受給者数	89	83	85	87	90	91
人口	9,080	8,850	8,640	8,457	8,245	8,057
割合	0.98%	0.94%	0.98%	1.03%	1.09%	1.13%

資料：海南保健所資料より（各年 3 月 31 日現在）

表 10 小児慢性特定疾患治療研究事業受給児数の推移（人数）

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
受給者数	5	7	5	8	7	8

資料：海南保健所資料より（各年 3 月 31 日現在）

(6) 特別支援学校及び特別支援学級在籍児童・生徒の状況

表 12 特別支援学校・特別支援学級在籍児数（人数）

		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
支援 学校	小学部	0	0	1	5	5	5
	中学部	3	3	0	0	0	0
	高等部	1	2	3	2	1	1
	計	4	5	4	7	6	6
支援 学級	小学校	11	12	19	16	19	19
	中学校	5	3	3	6	8	12
	計	16	15	22	22	27	31
合計		24	17	18	29	33	37

資料：紀美野町教育委員会より（各年 5 月 1 日現在）

(7) 障害福祉サービスの状況

表 13 障害福祉サービス支給決定者数・利用者数（延人数）

		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
支給決 定者数	18 歳以上	133	139	138	147	146	152
	18 歳未満	20	12	14	20	22	41
利用 者数	18 歳以上	114	115	118	141	139	144
	18 歳未満	11	9	10	15	17	26
利用率	18 歳以上	85.7%	82.7%	85.5%	95.9%	95.2%	94.7%
	18 歳未満	55.0%	75.0%	71.4%	75.0%	77.2%	63.4%

資料：保健福祉課調べ（各年度 10 月現在）

2 基本方針と施策の展開

基本目標 1 障害のある人に対する理解を深め、権利を守ります

(1) 障害についての理解促進

◆現状

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月に施行されました。本町においても、平成 29 年 8 月に障害を理由とする差別の解消を推進するための紀美野町職員対応要領を作成し、職員が職務を行うにあたり、障害のある人への適切な対応や合理的配慮を提供できるよう努めています。

また、小中学校において、バリアフリー体験や障害者体験・学習などを通して、障害についての理解を深めることができる機会を提供しています。

◆今後の方向性

- ①障害の有無に関わらず個人として尊重され、一人一人が互いの違いや多様性を認め合う地域社会の実現をめざします。
- ②障害のある人への差別解消や合理的配慮を推進するため、地域住民や学校教育だけでなく、就労の場面においても、障害に対する意識や理解の向上をめざします。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	障害のある人への差別解消や合理的配慮の推進	①広報等での周知を強化し、地域住民の障害に対する意識を向上します。 ②あいサポート研修等を通じて、多様な障害の特性や障害がある人への配慮方法など、正しい知識を普及・周知します。 ③障害を理由とした差別に関する相談体制を充実し、対応や解決に向けた支援を行います。
2	ふれあい教育の推進	①小中学校において、バリアフリー体験や障害者体験学習などの交流活動、人権教育や福祉教育等を推進します。 ②中高生向けの精神疾患啓発パンフレットを活用し、障害への理解を深める啓発活動に取り組みます。
3	障害者雇用への理解促進・啓発	①障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関との連携を強化し、障害者雇用制度の普及・啓発に努めます。

		②自立支援協議会の就労部会を通じて、障害のある人をサポートできる職場環境の整備や企業等への障害者雇用への働きかけを行います。
--	--	--

◆今後の方向性

- ①成年後見制度の利用が適切に行われるよう広報活動等を強化し、判断能力が十分でない人への支援を引き続き行います。
- ②当事者が必要な支援につながるができるよう、関係機関と連携したネットワーク体制の整備に取り組みます。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	権利擁護の推進	①基幹相談支援センターと連携し、障害のある人や家族等関係者に成年後見制度の周知や広報活動等を強化します。 ②相談支援専門員やケアマネージャーと連携し、制度利用が必要な人の把握や制度利用支援を行います。 ③成年後見制度利用に必要な費用負担が困難である場合や制度の申立人がいない場合等に対応するため、制度の利用しやすい仕組みづくりを検討します。
2	ネットワーク体制の整備	①対象者を必要な支援につなげられるよう、関係機関と連携したネットワーク体制の整備に取り組みます。

基本目標 2 障害のある人の自立した生活を支援し、社会参加を促します

（１）相談支援体制の充実

◆今後の方向性

- ①委託相談支援事業所を活用できるよう相談窓口の周知を強化します。
- ②障害のある人の地域生活を包括的に支援するため、基幹相談支援センターのさらなる資質の向上と相談支援体制の充実を図ります。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	相談支援事業の充実	①広報への定期的な掲載やホームページ等による委託相談事業所や基幹相談支援センターの周知を図ります。

		②自ら相談することが難しい人やできない人に対して、相談支援や定期的な訪問を行います。 ③福祉、保健、医療、教育、労働等との連携やネットワークの構築により切れ目ない支援をめざします。
2	基幹相談支援センターの機能強化	①基幹相談支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実や個々のニーズに応じた専門性の高い支援を行います。 ②地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携のもと、緊急時の受入体制の確保に努めます。 ③地域移行支援・地域定着支援など施設入所者や長期入院患者の支援体制の充実努めます。 ④個々の事例の検討や課題を分析し、相談支援専門員の人材育成に取り組みます。

(2) 障害福祉サービスの充実

◆今後の方向性

- ①障害のある人が高齢になっても住み慣れた地域社会で生活できるよう、生活支援体制の充実を図ります。
- ②居住する地域に関わらず、障害のある人が地域で自立した生活を行えるようサービス提供基盤の整備に努めます。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	生活支援体制の充実	①障害のある当事者やその家族の困りごとや悩みに対して相談支援を実施し、福祉サービスの利用につなげます。 ②介護保険制度における居宅サービス事業者や近隣市町の事業者、訪問系サービスへの参入を働きかけ、在宅サービスの確保に努めます。 ③自立支援協議会を通じて、本町全域にサービス提供が適正に行われるよう協議します。 ④委託相談事業所や基幹相談支援センター等と連携し、サービス提供を促進します。
2	各種福祉サービス等の充実	①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）などを提供し、障害

		のある人の居宅生活を支援します。 ②障害のある人が自立した生活を送るための日中系サービス（生活介護、自立訓練、就労継続支援等）を提供します。 ③障害のある人を自宅で介護する家族の負担を軽減するため短期入所事業の充実を図ります。 ④障害のある人の身体機能を補完するための補装具費を給付します。 ⑤ＩＣＴの活用など、手続きの簡素化・簡略化ができないか検討します。
--	--	--

（３）雇用・就労の促進

◆今後の方向性

- ①事業主等の理解と協力が不可欠であるため、障害者の雇用促進についての一層の啓発、就労の場での必要な配慮の浸透に努めます。
- ②就労を希望する障害者の就職活動を支援するため、海草圏域障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携し、就労移行支援や就労継続支援等を推進します。
- ③作業所での工賃等を向上させる取り組みとして、障害者就労施設等からの物品・役務を優先的に調達することを引き続き推進します。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	就労の場の確保	①障害者の雇用促進や就労の場の確保のため、障害者の雇用について啓発を行います。 ②就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者を拡大し、一般就労の増加と就労定着を推進します。
2	就労支援体制の充実	①障害のある人が自身の能力と希望に沿った就労方法が選べるよう関係機関と連携し、支援体制の強化に努めます。 ②自立支援協議会就労部会において、関係機関と連携し、障害のある人が一般就労や福祉的就労できるよう支援します。 ③海草圏域障害者就業・生活支援センターやハローワークとの連携による就労移行支援事業等の就労訓練の利用を促進します。

3	工賃向上のための取組	①障害者優先調達推進法に基づく物品等の調達方針を定め、障害者就労施設への発注拡大をめざします。 ②事業所等の収益が増加し、障害者の工賃増額につながるよう、障害者の就労活動実績等をホームページに掲載します。
---	------------	--

（４）社会参加の機会の確保

◆今後の方向性

- ①障害のある人の社会参加の機会を拡充するため、町内障害者団体の PR や新規加入の呼びかけを行い、各種イベントへの参加を促します。
- ②障害のある人の外出を支援するため、福祉有償運送事業やタクシー等の乗降の際に介助が利用できる高齢者等外出支援タクシー・バス助成券事業の利用を促進します。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	社会参加の機会の提供	①町内障害者団体等の周知を図り、新規登録者の勧誘をすることで団体活動の活性化をめざします。 ②団体活動における障害者スポーツ大会や芸術文化活動等を通じて、社会参加を促します。 ③町内の障害者団体等の活動を支援することで、障害のある人やその家族の悩み相談や情報交換、交流が図れる場を確保します。 ④各種イベントを通じて、障害のある人と地域住民の交流の機会を提供します。
2	外出の機会の確保	①障害のある人の外出を支援するための制度を周知します。 ②福祉有償運送事業や高齢者等外出支援タクシー・バス助成券事業において、対象者に利用の促進を行います。
3	日中活動の場の確保	①一般就労が困難な障害のある人の生産活動、地域交流の場としての地域活動支援センターの設置について検討します。

基本目標３ 障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくりをめざします

（１）総合的な福祉のまちづくり

◆今後の方向性

- ①障害のある人にも利用しやすい施設にするため、段差の解消、トイレの改修等、施設の利用方法やバリアフリー化を推進していきます。
- ②新規グループホームの開設について検討を行います。
- ③交通弱者の支援を目的として、既存の移動手段以外の補間的手段の調査・検討や他自治体の事例の調査、住民ニーズの把握等に努めます。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	バリアフリー化の推進	①居宅生活の障壁となる段差等の解消や手すりの取り付けなど、住宅改修の補助を行います。 ②公共施設の新設の際には、ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい施設として整備します。 ③既存の公共施設等については、使用頻度が高いものや急務なものから優先的に改修に取り組みます。
2	地域生活の充実	①県や近隣市町及び事業所等の関係機関と調整を図り、グループホームの開設について検討します。 ②障害のある人が地域で安心して生活ができるよう、事業所や団体とともに障害への理解を深めるための啓発活動を行います。 ③障害のある人が利用しやすい施設とするため、施設利用方法について啓発を行います。
3	移動手段の確保	①高齢者等外出支援タクシー・バス助成券事業において、対象者に利用の促進を行います。 ②福祉有償運送事業や移動支援事業の制度の周知を徹底し、制度の利用を促進します。 ③福祉有償運送事業や移動支援事業における新規事業所の参入の検討を行います。 ④交通弱者への支援として、既存の移動手段以外の補完的手段の検討を行います。

（２）保健・医療サービスの充実

◆今後の方向性

- ①障害をひきおこす原因のひとつである生活習慣病の予防と健康づくり、各種健（検）診の受診率の向上をはかり、保健指導を実施します。
- ②こころの健康を保つため、ストレスや睡眠、こころの病気などに関する知識の普及啓

発を図るとともに、保健所、福祉事業所、医療機関、学校、職場等と連携し、支援体制の充実に努めます。

- ③長期入院等をしている精神障害のある人が、地域で生活できるように住居の確保や地域生活に移行するための相談支援を行います。
- ④自立支援医療の給付や重度心身障害者医療費助成制度、特定疾患に対する公費負担制度等により医療費の助成を行います。
- ⑤各種手当や給付制度の周知を図り、各種手当や給付の利用を勧め、当事者の経済的負担を軽減します。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	健康づくり	①障害の原因となる生活習慣病に関する正しい知識や予防法の周知に努めるとともに、健康相談や健康イベントの開催を行い、住民の健康意識の向上を促します。 ②障害の原因となる疾患を早期発見するため、特定健診やがん検診などの各種健（検）診の受診率を向上します。 ③各種健（検）診等により発見されたリスクについて保健指導を行い、精密検査や医療機関への受診を勧奨することにより、早期治療や重症化予防に努めます。
2	こころの健康づくり	①精神疾患等に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。 ②保健所等の関係機関と連携し、相談支援体制の充実に努めます。 ③産婦健診の結果活用や産婦訪問を行い、産後うつリスクの高い母親に対し、適切な支援につなぎます。 ④自殺予防のための啓発やゲートキーパー研修等を実施し、正しい知識を普及します。 ⑤ひきこもりの人の支援を行うため、相談や訪問による支援体制を整備します。
3	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①障害のある人が希望する地域生活を行えるよう、現状の把握を行います。 ②基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、保健、医療、福祉関係者による円滑な支援体制の構築に努めます。 ③精神障害者等の退院後の地域生活について、相談支援体制の充実に努め、地域移行・地域定着支援等の利用を促進します。

		④基幹相談支援センター等の関係機関と連携して、地域の受入体制の整備や居場所の確保を図ります。
4	医療費負担の軽減	①自立支援医療費給付、重度心身障害者医療費助成、特定疾患に対する公費負担制度等により医療費の助成を行います。
5	各種手当の受給	① 特別障害者手当、障害年金等の各種給付制度の周知を図り、適切に受給できるよう支援します。

(3) 障害のある子どもへの支援

◆今後の方向性

- ①障害の原因となる疾病等を予防するため、健（検）診及び精密検査の受診率の向上と乳幼児健康診査等の充実による障害の早期発見・早期支援に努めます。
- ②乳幼児期から成長・発達を支援できるよう、子どもの特性に応じたサービスの提供をはじめ、障害のある児童・生徒にもきめ細やかな特別支援教育等を実施します。
- ③医療的ケア児に関する協議の場を設置し、医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターを配置します。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	切れ目ない子育て支援の推進	①妊婦健康診査費用の助成を行い、妊娠初期から状況・経過の把握を行うことで、障害等の予防的な関わりや早期発見に努めます。 ②保健師・助産師による産前産後の訪問、乳幼児健診、親子教室等を実施し、こども園や子育て支援センター等と連携しながら、状況把握に努めます。 ③こども家庭支援センターの周知に加え、保健師や子育て支援センター職員等が保護者の不安や悩みに寄り添いながら、子どもの成長・発達についての支援や相談を行います。 ④専門的な支援を必要とする児童には、関係機関と連携し、必要な情報提供や助言、保健指導を行い、療育・医療等へつなぎます。 ⑤特別な配慮が必要な子どもには、「つなぎ愛シート」を活用し、就学前から高等学校まで切れ目ない支援を行います。

2	小中学校での支援体制の充実	①インクルーシブ教育システムの理念に基づき、子どもの能力や個性を最大限伸ばせるよう指導に努めます。 ②特別支援教育コーディネーターと連携し、障害のある児童・生徒の一人一人のニーズに応じた特別支援教育の支援体制充実に努めます。 ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、相談体制の充実に努めます。 ④個別の教育支援計画のもと、自己実現を援助するために、適切な指導及び支援を推進します。 ⑤特別支援学校及び特別支援学級と通常学級における児童生徒の交流を積極的に行い、多様な学びの場を提供します。
3	サポート体制の充実	①障害児療育等支援アドバイザーや医療機関、児童発達支援事業所等と連携しながら、質の高い保育・療育を提供します。 ②子どもの成長段階に応じた福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の提供を行います。 ③医療的ケア児や重症心身障害児等に対し、適切な支援を提供できる体制を整備します。 ④医療的ケア児に関する協議の場を設置し、関係機関の意見交換や情報共有、医療的ケア児やその家族への支援体制を整備します。 ⑤医療的ケア児に対する支援を総合調整できるコーディネーターを配置します。
4	職員等の資質の向上	①はぐくみ会にて、保健師、保育士、教育関係者等が中心となり、配慮が必要な子どもについて調査、研究、指導を行います。 ②保育士や教職員等に定期的な研修の参加等を促し、人材育成に努めます。

（４）情報提供体制の充実

◆今後の方向性

- ①地域で暮らし続けることができるよう、障害の特性や在宅での生活に配慮した情報提供に努めます。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	情報提供体制の確立	① 広報紙やホームページ等における情報発信に加え、福祉サービス、生活に関する支援や社会資源に関する内容の情報発信に取り組みます。 ② コミュニケーション支援事業を通じて手話、要約筆記等、障害の特性に応じた支援を行い、障害のある人への情報提供体制を確立します。

（５）防災対策の推進

◆今後の方向性

- ①災害時などの緊急時に備え、避難行動要支援者台帳の周知や活用を図り、日ごろからの見守り支援の強化や個別支援計画の作成を推進します。
- ②障害のある人や福祉事業所に防災訓練への参加を促し、避難誘導體制を整えます。

◆施策の展開

No	施策目標（事業）	内 容
1	避難行動要支援者への対応強化	①避難行動要支援者台帳への登録を促し、避難支援等関係者とともに災害時の連携や救援体制の確立に努めます。 ②民生委員・児童委員、自主防災組織等との連携や見守り支援事業におけるネットワーク化を進め、支援体制の構築を図ります。
2	防災対策の推進	①自主防災組織等の訓練に障害のある人等が参加できるように自主防災組織に働きかけます。 ②防災訓練に障害のある人等が参加し、避難誘導體制の確認を行います。 ③災害時の福祉避難所の確保に努め、福祉避難所運営マニュアルや避難行動マニュアルの策定を推進するなど障害のある人等の避難支援体制を整えます。

3 共生型サービス

人口の高齢化に伴い、障害者やその介助者の高齢化も進んでいます。5 ページで示している身体障害者手帳所持者の状況から、身体障害者手帳所持者に占める 65 歳以上の割合は 87.1%（令和 5 年）となっています。

これまで、障害福祉サービスの利用者が 65 歳を迎えた場合、障害福祉サービスよりも介護保険サービスを優先させる原則のもとで、高齢の障害者が使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあることが課題とされてきました。このことについては、平成 29 年 6 月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設され、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくすることが定められました。

今後は、より一層、障害福祉サービスと高齢者福祉サービスとの協働が見込まれることから、障害福祉の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとの連携強化や、障害福祉サービス事業所の介護保険サービスへの参入及び介護保険事業所の障害福祉サービスへの参入促進を図る必要があります。

第3章 安心して暮らせるための施策・サービス（障害福祉計画）

1 令和8年度までの成果目標

（1）福祉施設から地域生活への移行促進

【国の基本指針】

令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。

また、令和8年度末の施設入所者を令和4年度末時点の5%以上削減する。

【紀美野町の実績】

R5年度の実績値は見込

現 状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所者数	14人	13人	13人
地域移行者数	0人	0人	0人
施設入所者の削減	0人	1人	0人

【紀美野町の数値目標】

目 標	基準値 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度末)	備 考
施設入所者数	13人	12人	令和5年度末の利用者見込数
地域移行者数	0人	1人	令和8年度末時点の6.0%以上移行
施設入所者の削減	1人	1人	令和8年度末時点の5.0%以上削減

（2）地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

【国の基本指針】

令和8年度末までに各市町村に地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

また、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

【紀美野町の目標】

海南海草圏域において、地域の事業者が機能を分担して支援を行う面的整備型の拠点整

備を進め、拠点に求められる5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）のうち、ニーズの高い機能から順次整備します。

【海南・海草圏域の数値目標】

項 目	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所	1箇所	1箇所	1箇所
コーディネーター配置人数（新規）	1人	1人	1人
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2回	2回	2回

【今後の方向性】

国の基本指針に従い、障害のある人が地域で自立した生活を行うために、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援や相談支援を一体的に行う地域生活支援拠点の機能充実を図り、コーディネーターの適正配置により、適切な支援が行える体制を確保します。

その他、運用状況の検証及び検討を行います。

（３）福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- ・福祉施設利用者のうち、令和5年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上の人が、令和8年度中に一般就労に移行することをめざす。
- ・就労移行支援事業の利用者数を令和3年度末の利用者から1.31倍以上増やす。
- ・就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
- ・就労継続支援A型から一般就労への移行者を、令和3年度実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型からの令和3年度実績の概ね1.28倍以上とする。
- ・就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

【紀美野町の実績】

*令和5年度の実績値は見込

現 状	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉施設から一般就労への移行者数	0人	0人	1人

【紀美野町の目標】

目 標	基準値 (令和 3 年度末)	目標値 (令和 8 年度)	備 考
福祉施設利用者からの 一般就労移行者数	0 人	1 人	令和 4 年度末時点の 1.28 倍 以上
就労移行支援事業に係 る移行者数	1 人	2 人	令和 4 年度末時点の 1.31 倍 以上
一般就労へ移行した者 の割合が 5 割以上の事 業所の割合（新規）		50%以上	海南海草圏域での目標値とす る
就労継続支援 A 型に係 る移行者数	0 人	1 人	令和 4 年度末時点の 1.29 倍 以上
就労継続支援 B 型に係 る移行者数	0 人	1 人	令和 4 年度末時点の 1.28 倍 以上
就労定着支援事業の利 用者数	0 人	1 人	令和 3 年度実績の 1.41 倍以 上
就労定着率が 7 割以上 の事業所		25%以上	海南海草圏域での目標値とす る

【今後の方向性】

障害のある人の一般就労を進めるためには、就労移行・就労定着の支援を強化するとともに、就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者を拡大し、一般就労への増加と就労定着支援を推進します。

（４） 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援の拠点として総合的かつ専門的な相談業務を行えるよう基幹相談支援センターを設置しています。障害のある人が地域で自立した生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携が可能な相談体制の構築が必要です。

【国の基本指針】

令和 8 年度末までに、各市町村又は各圏域において、別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

別表第一（抜粋）

九 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体制の強化	・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

【紀美野町の現状】

地域における相談支援の中核的な役割を担う拠点として、相談ネットワークの構築及び体制強化を図る目的で基幹相談支援センターを設置しています。

また、障害のある人やその保護者又は介護者等からの相談、情報提供、権利擁護などの必要な援助を行うことを目的に、指定特定相談支援事業所に相談業務を委託しています。

【紀美野町の目標】

地域の相談支援としての機能を強化するため、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化に向けた取組の実施回数を計画値とします。

【紀美野町の実績および数値目標】

項 目		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相 談 支 援 体 制 の、 充 実 強 化 等	基幹相談支援センターの設置（新規）				有	有	有
	総合的・専門的な相談支援（実施の有無）	有	有	有			
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	175 件	568 件	570 件	600 件	600 件	600 件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	37 件	35 件	35 件	36 件	36 件	36 件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	108 回	115 回	110 回	120 回	120 回	120 回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数（新規）				10 回	10 回	10 回
	主任相談支援専門員の配置数（新規）				1 人	1 人	1 人
	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数（新規）				5 回	5 回	5 回
	協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）（新規）				12 事業者 機 関	12 事業者 機 関	12 事業者 機 関
					5 部会	5 部会	5 部会
					30 回	30 回	30 回

【今後の方向性】

相談支援体制の充実・強化等を行うため、基幹相談支援センターと連携しながら、海南海草圏域での課題の抽出、事例の共有、解決策の蓄積を行い、相談支援体制の充実・強化や相談員の人材育成・相談支援の質の向上につなげます。

（５） 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービスを適切に提供していくため、障害者自立支援システム等を活用し、障害福祉サービス等の利用状況等の把握や請求状況などを確認し、請求の過誤を無くするための取り組みが必要となります。

【国の基本指針】

令和５年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

別表第一（抜粋）

十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害者自立支援審査 支払等システムによ る審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析 してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制 の有無及びその実施回数の見込みを設定する。
------------------------------------	--

【紀美野町の現状】

障害福祉サービス等に係る研修への参加は行っていますが、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析等ができておらず、十分に活用できていません。

【紀美野町の目標】

県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析等の共有を各事業所と図り、障害福祉サービスに携わる職員の人材育成に努め、障害福祉サービスの質の向上につなげます。

計画の目標値としては、各種研修の活用件数と障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を、各事業所や圏域自治体との共有回数を目標値とします。

【紀美野町の実績および数値目標】

項 目		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害福祉サービスの質の向上を図るための体制構築	障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	1人	1人	2人	1人	1人	1人
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0回	0回	1回	1回	1回	1回

【今後の方向性】

自立支援協議会等を通じて、障害福祉サービス等に係る研修や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析等の共有を図ります。

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析及び活用を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

2 障害福祉サービスの見込みと確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行支援、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

サービス名	内 容
居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害・精神障害により、行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人が対象となります。居宅における入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対して、外出時に同行して移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出の際に必要な援助などのサービスを提供します。
行動援護	知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難がある人で常時介護を要する人が対象となります。行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時、移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とし、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【サービスの実績と見込み量】

◆居宅介護

居宅介護については、個人によって利用に差がありますが、増加傾向にあります。

近年は、利用者の障害程度の変化や、新規手帳取得者の利用増により、利用者数並びに支給決定者数は増加傾向にあることから計画値とします。

◆重度訪問介護

令和 5 年度は利用する人がいない状況ですが、過去の実績等をふまえ計画値とします。

◆同行援護

支給決定を受けている人が 1 名いますが、これまで利用はありません。

しかしながら、コロナ禍が落ち着き利用意向もあることをふまえ計画値とします。

◆行動援護

現在、利用する人はありません。対象となる人もいないため、計画値は 0 とします。

◆重度障害者等包括支援

現在、利用する人はありません。対象となる人もいないため、計画値は0とします。

実績値および計画値

*令和5年度実績値は見込

		単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
居宅介護	計画値	時間/月				480	520	560
		人/月				19	20	21
	実績値	時間/月	352	437	460			
		人/月	15	17	16			
重度訪問介護	計画値	時間/月				20	20	20
		人/月				1	1	1
	実績値	時間/月	57	104	0			
		人/月	※0	※0	0			
同行援護	計画値	時間/月				12	12	12
		人/月				1	1	1
	実績値	時間/月	0	0	6			
		人/月	0	0	1			
行動援護	計画値	時間/月				0	0	0
		人/月				0	0	0
	実績値	時間/月	0	0	0			
		人/月	0	0	0			
重度障害者等 包括支援	計画値	時間/月				0	0	0
		人/月				0	0	0
	実績値	時間/月	0	0	0			
		人/月	0	0	0			
合計	計画値	時間/月	280	295	310	512	552	592
		人/月	14	15	16	21	22	23
	実績値	時間/月	409	541	466			
		人/月	15	17	17			

実績値で、利用日数・利用人数の月平均が1未満の年度は0となっています。

本計画より、各訪問系サービスの計画値および実績値を設定します。

令和3年～令和5年の計画値については、既に設定済みのため、5つのサービスを合計した数値を掲載いたします。

【訪問系サービスの見込み量確保のための方策】

現在訪問系サービスを提供している事業所だけでなく、介護保険事業所などに対しても、必要な情報提供を図るなど事業所の確保に努めます。また、適切に相談支援が行えるよう事業所に周知を行います。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）があります。

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする人が対象となります。主に昼間、障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。
自立訓練 (機能訓練、 生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等が受けられます。 機能訓練・・・対象者が、身体障害者又は難病患者 生活訓練・・・対象者が、知的障害者又は精神障害者
就労選択支援 (新規)	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
就労移行支援	就労を希望する人を対象に、定められた期間、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が受けられます。
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般の事業者には雇用されることが困難な人を対象に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等が受けられます。 A型・・・一般企業等での就労が困難な人に、利用者と雇用契約を結んだ上、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型・・・一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに

	に、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人を対象に、就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅等への訪問等により、必要な連絡調整、指導、助言等を行います。
療養介護	医療を要する障害者で常時介護を要する人が対象です。主に昼間、病院その他施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所 (福祉型、 医療型)	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な人を対象に、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。 福祉型・・・障害者支援施設等において実施 医療型・・・病院、診療所、介護老人保健施設において実施

【サービスの実績と見込み量】

◆生活介護

令和４年度では、施設入所中の１３名が日中活動として利用しているほか、自宅やグループホームから８名が通所しています。今後の見込数は、過去の実績および新規利用者等を勘案して計画値とします。

*令和５年度実績値は見込

	単 位	令 和 ３年度	令 和 ４年度	令 和 ５年度	令 和 ６年度	令 和 ７年度	令 和 ８年度
計画値	人日/月	480	510	525	470	490	510
	人/月	23	24	25	23	24	25
実績値	人日/月	470	438	450			
	人/月	22	21	22			
達成率	(%)	97.9	85.8	85.7			
	(%)	95.6	87.5	88.0			

◆自立訓練（機能訓練）

海南海草圏域にはサービス利用できる事業所がなく、他圏域において利用できるという現状です。今後も近隣市町の事業所を利用しながら、サービス提供を行っていくこととし、１名の利用を想定し計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人日/月	15	15	15	10	10	10
	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人日/月	0	0	0			
	人/月	0	0	0			
達成率	(%)	0	0	0			
	(%)	0	0	0			

◆自立訓練（生活訓練）

海南海草圏域には事業所が2か所あり、令和4年度は1名がサービスを利用していました。過去3年間の実績や給付対象者の利用状況をもとに計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人日/月	15	15	15	20	20	40
	人/月	1	1	1	1	1	2
実績値	人日/月	22	21	20			
	人/月	1	1	1			
達成率	(%)	146.6	140.0	133.3			
	(%)	100.0	100.0	100.0			

◆就労選択支援

令和7年度から新設されるサービスです。障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。新規利用者を見込み、計画値とします。

*令和7年10月開始予定事業のため、実績値および令和6年度の計画値はありません。

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人日/月				—	15	15
	人/月				—	1	1
実績値	人日/月						
	人/月						
達成率	(%)						
	(%)						

◆就労移行支援

海南海草圏域にはサービス利用できる事業所がありませんが、他圏域において利用があります。近年は一般就労を希望する人も多いことから、今後も近隣市町の事業所を利用しながら、サービス提供を行っていくこととし、過年度からの実績と成果目標を勘案して計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人日/月	20	20	40	40	40	60
	人/月	1	1	2	2	2	3
実績値	人日/月	7	26	30			
	人/月	2	1	3			
達成率	(%)	35.0	130.0	75.0			
	(%)	200.0	100.0	150.0			

◆就労継続支援A型

海南海草圏域には事業所が3か所あり、計画値を下回っています。今後は、過年度の実績や就労継続支援B型等から移行者及び新規利用者を見込み、計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人日/月	120	140	160	110	120	130
	人/月	6	7	8	7	8	9
実績値	人日/月	88	96	100			
	人/月	4	5	6			
達成率	(%)	73.3	68.5	62.5			
	(%)	66.7	71.4	75.0			

◆就労継続支援B型

町内に1か所、海南市に13か所事業所があり、利用日数については計画値をやや下回っています。利用者については増加傾向にあり、今後は過年度の実績及び新規利用者を見込み、計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人日/月	610	640	660	630	650	670
	人/月	35	37	38	41	42	43
実績値	人日/月	588	564	600			
	人/月	36	35	40			
達成率	(%)	96.3	88.1	90.9			
	(%)	102.8	94.5	105.2			

◆就労定着支援

海南海草圏域には事業所がなく、他圏域において利用できるという現状です。現在利用者はいませんが、今後も近隣市町の事業所を利用しながら、サービス提供をできる体制を維持し、過年度からの実績を勘案して計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0			
達成率	(%)	0	0	0			

◆療養介護

新規利用者の見込みがないため、現状で計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人/月	3	3	3	3	3	3
実績値	人/月	4	3	3			
達成率	(%)	133.3	100.0	100.0			

◆短期入所（福祉型）

自宅での介護を行うことができない場合などに利用が増加する傾向にあります。

近年は減少傾向にありますが、これまでの実績及び新規利用者を見込み、計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人日/月	60	90	90	40	40	60
	人/月	2	3	3	2	2	3
実績値	人日/月	48	30	35			
	人/月	2	2	2			
達成率	(%)	80.0	33.3	38.8			
	(%)	100.0	66.6	66.6			

◆短期入所（医療型）

サービス利用はわずかとなっているため、令和3年度の実績から計画値とします。今後、現状の実績及び施設入所希望者の新規利用を見込み、計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人日/月	1	1	1	1	1	1
	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人日/月	※0	※0	0			
	人/月	※0	※0	0			
達成率	(%)	※0	※0	0			
	(%)	※0	※0	0			

※短期入所（医療型）の実績値で、利用日数・利用人数の月平均が1未満の年度は0となっています。

【日中活動系サービスの見込み量確保のための方策】

生活介護や就労継続支援B型などのサービスは概ね計画どおりに進んでおり、就労継続支援A型から一般就労への移行者もいます。しかしながら、町内には利用できる事業所が少なく、特に山間部においてはサービス利用が困難な状況も見受けられます。身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、近隣市町とも連携しながら、さらなる啓発活動、サービスの基盤整備及び提供体制の確保に努め、一般就労への移行を進めていきます。

（３） 居住系サービス

居住系サービスには、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援があります。

サービス名	内 容
自立生活援助	施設やグループホームを退所した人で一人暮らしの方等を対象に、定期的な居宅訪問、相談等随時の対応を行います。
共同生活援助 （グループホーム）	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

【サービスの実績と見込み量】

◆自立生活援助

現在のところ利用者はありません。地域移行した人を対象に提供するサービスであるため、地域移行支援の計画値をもって自立生活援助の計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	1
実績値	人/月	0	0	0	0	0	0
達成率	(%)	0	0	0	0	0	0

◆共同生活援助（グループホーム）

海南市に6事業所14か所、町内1事業所1か所と合わせ圏域内に合計7事業所15か所あり、利用者数は増加傾向にあります。今後も、新規利用や入所施設からの移行者を見込み、計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人/月	16	17	18	17	18	19
実績値	人/月	17	16	17			
達成率	(%)	106.2	94.1	94.4			

◆施設入所支援

大きな増減がなく横ばいが続いています。今後は、地域移行の成果目標を勘案して計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人/月	14	14	13	13	13	12
実績値	人/月	13	13	13			
達成率	(%)	92.8	92.8	100.0			

【居住系サービスの見込み量確保のための方策】

サービスを必要とする人の把握に努めるとともに、グループホームの新たな事業参入についての検討を行います。

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスには、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援があります。

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスと地域相談支援を利用するすべての人に、サービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設に入所している人や精神科病院に長期入院している人等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、居住確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に訪問や相談等の必要な支援を行います。

【サービスの実績と見込み量】

◆計画相談支援

第6期計画から年間の計画利用者数から月間の利用者数に集計方法が変更になりましたが、概ね計画どおり推移しています。計画値は、障害福祉サービス利用者全員を対象に計画作成を行っているため、今後も、新規のサービス利用者の増加及びモニタリング回数を見込み、計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人/月	26	27	28	27	28	29
実績値	人/月	24	25	26			
達成率	(%)	92.3	92.5	92.8			

◆地域移行支援

毎年地域移行支援の利用者がいます。今後も長期入院者に積極的な地域移行支援を行うことを見込み計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人/月	1	1	2	1	1	2
実績値	人/月	1	1	※0			
達成率	(%)	100.0	100.0	※0			

実績値で、利用日数・利用人数の月平均が1未満の年度は0となっています。

◆地域定着支援

居宅で単身生活をする者が、地域で生活続けることができるように、地域定着支援を利用するとして、その見込み数を計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	人/月	1	1	1	1	1	2
実績値	人/月	1	1	1			
達成率	(%)	100.0	100.0	100.0			

【相談支援サービスの見込み量確保のための方策】

海南海草圏域では、9か所の指定特定計画相談事業所がありますが、事業者数の確保を図るとともに各関係機関のネットワークの強化や相談支援専門員の資質の向上を図り、相談支援体制の整備・充実に努めます。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者が情報共有や連携を行い、精神障害のある人が地域で安定した生活を継続できるように地域包括ケアシステムの構築をめざします。

【目標の見込み量】

保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数等を目標値として掲載しています。目標設定は海南・海草圏域での設定としています。

また、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用見込みについては、精神保健福祉資料（630 調査※1）等を参考に現在の状況より計画値としています。

※1 630 調査とは、精神科病院、精神科診療所等及び訪問看護ステーションを利用する患者の実態を把握し、精神保健福祉施策推進のための資料を得ることを目的に、毎年6月30日付で厚生労働省が実施している調査です。

項 目	実績値			計画値		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議 の場の開催回数	3回	3回	4回	4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議 の場への関係者の参加者数	8人	8人	8人	8人	8人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議 の場における目標設定及び 評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	1人	1人	0人	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助	1人	1人	1人	1人	1人	1人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	0人	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（新規）				1人	1人	1人

【施策の方策】

精神障害者が地域で生活していくために必要な支援について、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所等と連携を行いながら、情報の共有を行います。

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者の地域移行支援等の促進についての協議を重ねます。

3 地域生活支援事業の見込みと確保のための方策

(1) 必須事業について

サービス名		内 容
理解促進研修・啓発事業		地域住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。
自発的活動支援事業		障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
	基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職の配置や相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施します。
	住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人などに、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。
成年後見制度利用支援事業		障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に関する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業		聴覚、音声、言語機能などの障害により、意思疎通を図ることに支障のある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等を設置し、意思疎通が円滑に行えるよう支援します。

サービス名		内 容
日常生活用具給付	介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
	自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
	在宅療養等支援用具	電気たん吸引器、ネブライザー、盲人用体重計等
	情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、盲人用時計等
	排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
	居宅生活動作補助用具（住宅改修）	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障害者との交流活動の促進のため、町の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修をします。
移動支援事業		屋外での移動に支援等が必要な人に、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため外出の際の移動支援を行います。
地域活動支援センター事業		障害のある人に、創作的活動または、生産活動の機会の提供、社会との交流を図ります。

【サービスの実績と今後の数値目標量】

◆理解促進研修・啓発事業

障害のある人の理解を深めるため、自立支援協議会をはじめ、町内の障害者団体、事業所、教育・就労・保健等の関係機関と連携し、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の促進について、引き続き地域住民に対して周知と啓発を行います。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

◆自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ボランティア活動や災害対策等）に対しての支援ですが、過去3年において実績がありません。今後は、本活動についての周知を図り、地域住民等が自発的な活動を行うにあたり支援を行います。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

◆障害者相談支援事業

委託相談支援事業所との連携を強化し、障害の疑いがある人や何らかの理由により社会参加できない人への相談を行い、定期的な訪問や福祉サービス利用等への支援を行います。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
箇所	3	3	3	3	3	3

◆基幹相談支援センター

圏域の障害者支援の中核的な拠点として、緊急時の相談や困難事例への対応、地域移行・地域定着の促進、権利擁護や虐待防止など、専門性の高い支援を行います。また、委託相談支援事業所と連携により相談支援体制の充実を図り、地域の体制づくりに努め、障害のある人のニーズに応じた適切な支援に努めます。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

◆基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士等の専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

◆住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居希望があった場合、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障害のある人について、委託相談支援事業所が入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障害のある人の住宅入居等の支援を行います。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
実施の有無	有	有	有	有	有	有

◆成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障害や精神障害のある人に対して、成年後見制度の周知や制度の活用を支援します。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
人/年	0	0	1	0	0	1

◆成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などに取り組みます。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
実施の有無	無	無	無	無	無	有

◆意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障を来す障害のある人等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、県及び近隣市町村の協力を得ながら、事業の周知を図るとともに、派遣事業を行います。

手話通訳者については、近年利用回数が増加していることをふまえて、計画値を設定します。

*令和5年度実績値は見込

サービス名	単 位	実 績 値			計 画 値		
		令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
手話通訳者派遣事業	人	1	2	5	7	8	9
要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	0	0	1
手話通訳者設置事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

◆日常生活用具給付事業

障害のある人が日常生活を自立した状態で生活できるよう、障害のある人への制度周知を図るとともに、障害特性に応じた給付を行います。

人数に大きな変動はありませんが、過去の実績をふまえて計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

サービス名	単 位	実 績 値			計 画 値		
		令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
介護・訓練支援用具	人/年	1	1	2	2	2	3
自立生活支援用具	人/年	1	1	2	2	2	3
在宅療養等支援用具	人/年	1	0	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	人/年	1	1	1	1	1	2
排泄管理支援用具	人/年	30	30	30	32	32	33
居宅生活動作補助事業	人/年	3	0	1	2	2	2

◆手話奉仕員養成研修事業

令和6年度に実施予定です。

また、サービスを必要としている人の把握に努めるとともに、県、近隣市町村の協力を得ながら、実施していきます。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
人	0	0	0	1	2	2

◆移動支援事業

屋外で単独の移動が困難な障害のある人について、余暇活動支援や社会参加のための外出支援を継続して実施していきます。

コロナ禍で、利用時間が減少していましたが、今年度に入り増加傾向にあります。過去の実績をふまえて計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
時間/年	569.0	488.0	660.0	680.0	690.0	700.0
人/年	6	8	7	8	8	9

◆地域活動支援センター

令和5年現在設置はありませんが、障害のある人が地域において充実した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域活動支援センターの設置の検討を行います。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3年度	令 和 4年度	令 和 5年度	令 和 6年度	令 和 7年度	令 和 8年度
箇所	0	0	0	0	0	1

(2) 任意事業について

サービス名		内 容
日常生活支援	訪問入浴サービス事業	在宅の身体障害者に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
	日中一時支援事業	放課後等デイサービスを利用しない障害児の放課後支援や障害者の短期入所（宿泊を伴うものを除く）サービスを提供します。
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション開催等事業	各種障害者スポーツ教室や講座の開催、障害者スポーツ大会等への積極的な参加を促し、社会参加の向上を図ります。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点訳、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、広報や地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的または必要に応じて適宜提供します。
	自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業	就労等社会参加に伴い障害者の所有、運転する自動車のハンドル等の改造に要する費用や運転免許の取得に要する費用の一部を助成します（助成限度額 10 万円）。

【サービスの実績と今後の数値目標】

◆訪問入浴サービス事業

利用者は少数ですが、在宅での入浴が難しい人にサービスの提供を行っています。利用者のニーズに応えられるよう、サービス及び提供体制の確保に努めます。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
日数/年	0	3	60	100	100	100
人/年	0	1	1	2	2	2

◆日中一時支援事業

当該サービスを利用できる事業所が限られており、利用者も少数です。またコロナにより事業所の利用ができない等の影響がありましたが、ニーズに応えられるよう、サービス及び提供体制の確保に努めます。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
日数/年	0	0	20	40	50	60
人/年	0	0	1	2	2	2

◆スポーツ・レクリエーション開催事業

障害者団体等と協力しながら、事業周知を引き続き図り、障害の有無を問わず誰もが楽しめる交流をめざしていきます。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
実施の有無	無	有	有	有	有	有

◆声の広報等発行

文字による情報入手が困難な障害のある人のために、音声による広報を定期的に提供しているボランティアの活動を支援します。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
人	1	1	1	1	1	1

◆自動車運転免許取得助成事業

自動車運転免許取得助成事業として、障害のある人が普通自動車の運転免許証を取得し、社会参加につながるように支援します。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
件	0	0	0	0	0	1

◆自動車改造助成事業

自らが運転可能なように自動車を改造し、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう助成します。

*令和5年度実績値は見込

単 位	実 績 値			計 画 値		
	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
件	0	0	0	0	0	1

第4章 障害児支援（障害児福祉計画）

1 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本方針】

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する。
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- ・令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

【海南海草圏域の目標値】

項 目	目標値
児童発達支援センターの設置	令和8年度までに1箇所
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（新規）	令和8年度までに体制を構築する
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度までに1箇所
医療的ケア児支援のための協議の場設置及び医療的ケア児コーディネーターの配置	令和8年度までに1箇所 令和8年度までに1名を配置

【今後の方向性】

当町には、障害児に対応した相談支援事業所が1か所ありますが、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、海南市や近隣の市町村の事業所の利用により、サービスを提供しています。

海南海草圏域には、障害児支援の中核的な施設となる児童発達支援センターはありません。当町では、障害児サービス利用者が増加傾向であるため、児童発達支援センター設置に関する取り組みを積極的に推し進めていく必要があります。圏域ならびに広域での利用

等、課題解決に向けた協議を行っていきます。

また、海南海草圏域自立支援協議会においても新規事業所の参入や障害児支援の体制づくりについて協議していきます。

2 障害児支援の必要な見込み量

【障害児サービスの見込み量確保のための方策】

障害や発達につまずきのある子どもが、一人一人の可能性を伸ばして自立や社会参加ができるように、保健・医療・福祉、及び療育・教育関係機関等の連携を強化し、一貫した相談・指導体制のもと、支援の推進に取り組みます。

各サービスの利用日数（日/月）・利用者数（人/月）の算出にあたっては、第2期障害児福祉計画の実績及び見込みを比較するとともに、実績値の推移を検証しました。表の数値は全て1か月の利用日数と利用者数の見込みを記載しています。

（1） 児童発達支援

障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

【サービスの実績と見込み量】

児童発達支援は、乳幼児健診や発達相談から紹介されるケースが増加しており、近年もこの傾向が続いていくと想定し計画値としました。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	利用日数	80	80	80	100	110	120
	利用者数	4	4	4	9	10	11
実績値	利用日数	67	78	90			
	利用者数	6	6	9			
達成率	(%)	83.7	102.5	112.5			
	(%)	150.0	150.0	225.0			

【見込み量確保のための方策】

本町には児童発達支援事業所がないため、引き続き自立支援協議会にて障害児の体制づくりに努めるとともに、新規事業所の参入や近隣市町の事業所を利用し、障害児や保護者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(2) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援および治療を行います。

県内に事業所がないため、実績値はゼロです。

目標値についてもゼロとしています。

(3) 放課後等デイサービス

就学している障害児等に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

【サービスの実績と見込み量】

放課後等デイサービスの利用日数及び利用者数に関しても、児童発達支援と同じく増加傾向にあります。これは保健師やこども園、病院等からの紹介が増えていることが主な要因と考えられます。

また、このサービスは日中の活動の場として 18 歳まで利用できるため、減少にも転じにくい傾向にあります。これまでの実績と今後の利用見込みに基づき計画値とします。

*令和 5 年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	利用日数	70	60	60	160	180	200
	利用者数	7	6	6	17	18	19
実績値	利用日数	94	133	150			
	利用者数	10	13	16			
達成率	(%)	134.2	221.6	250.0			
	(%)	142.8	216.6	266.6			

【見込み量確保のための方策】

本町には放課後等デイサービスの事業所がないため、自立支援協議会にて障害児の体制づくりに努めるとともに、新規事業所の参入や近隣市町の事業所を利用し、障害児や保護者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等の利用中、利用予定の障害児に対して訪問により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。

【サービスの実績と見込み量】

令和5年度に保育所等訪問支援の利用が1件ありました。今後未就学児が新たに当該サービスを利用する場合を想定し、その利用見込みを計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	利用日数	2	2	2	5	5	10
	利用者数	1	1	1	1	1	2
実績値	利用日数	0	0	4			
	利用者数	0	0	1			
達成率	(%)	0	0	200.0			
	(%)	0	0	100.0			

【見込み量確保のための方策】

本町には保育所等訪問支援の事業所がないため、自立支援協議会にて障害児の体制づくりに努めるとともに、新規事業所の参入や近隣市町の事業所を利用し、障害児や保護者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

また、こども園で発育や発達・行動・情緒面で気になる児童については、障害児療育等支援アドバイザー事業にて保育士への助言を行っていますが、保育所等訪問支援と併せて支援していきます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児通所支援等を受けるための外出が難しい障害児を対象に居宅に訪問して発達支援を行うものです。

【サービスの実績と見込み量】

第2期計画中に居宅訪問型児童発達支援の利用実績はありませんでしたが、今後新たに重症心身障害児がサービス利用を開始した場合を想定し、その利用見込みを計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	利用日数	0	0	1	0	1	1
	利用者数	0	0	1	0	1	1
実績値	利用日数	0	0	0			
	利用者数	0	0	0			
達成率	(%)	0	0	0			
	(%)	0	0	0			

【見込み量確保のための方策】

本町には現在重症心身障害の未就学児はいませんが、サービス利用が必要となる場合も想定されるため、利用できる体制を維持します

(6) 障害児相談支援

障害児又はその保護者の状況を考慮し、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的なモニタリングを行うものです。

【サービスの実績と見込み量】

計画作成についても、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者増加により、実績値も増加傾向にあります。サービス利用において、計画作成（セルフプランを含む）及びモニタリングによる計画相談支援が必要なため、継続した関わりが必要な児童数を見込んで計画値とします。

*令和5年度実績値は見込

	単 位	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度	令 和 7 年度	令 和 8 年度
計画値	利用者数	3	3	3	10	11	12
実績値	利用者数	4	6	8			
達成率	(%)	133.3	200.0	375.0			

【見込み量確保のための方策】

本町には障害児相談支援事業の指定を受けている事業所が1か所ありますが、自立支援協議会にて障害児の体制づくりに努めるとともに、新規事業所の参入や近隣市町の事業所を利用し、障害児や保護者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

また、障害児通所支援や障害福祉サービスの制度を周知し、保護者等が子どもの成長や発達に関する不安の解消に努めます

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

保健・医療・福祉・保育・療育・教育など様々な分野に及ぶ支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に関する協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、日常生活で痰吸引や経管栄養、酸素吸入などの医療的ケアの必要な児に対し支援を調整する役割を担います。

【実績と目標の見込み量】

海南海草圏域において令和4年度より医療的ケア児に対するコーディネーターの配置を行っています。

医療的ケア児等に関する協議の場も整備しており、今後は医療的ケア児等への対応や情報の共有を図っていきます。

*令和5年度実績値は見込

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画値	0	0	1	1	1	1
実績値	0	1	1			

【設置のための方策】

医療的ニーズの高い重症心身障害児は一般の児童通所事業所で支援を受けることは難しい状況にあります。本町においても、障害のある児童の支援を広げ、地域で生活できるように、医療的ケア児に関する協議の場や情報共有を積極的に行います。

(8) 発達障害児等に対する支援

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や適切な対応を身に付けることができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等を実施し、子育て支援を受けることができるような体制づくりを行うものです。

【目標の見込み量】

本町においては、ペアレントプログラムの提供等の発達障害に特化した事業は実施しておりませんが、乳幼児健診、訪問活動、育児相談などにおいて、発達につまずきがあると思われる子どもや育児不安の強い保護者を対象に、発達相談や親子教室を実施しています。

また、トリプルPや親子教室、保護者のための学習会等を通じて発達につまずきのある

子どもの支援体制を強化します。

*令和5年度実績値は見込

発達障害児等 に対する支援 事業の実施場 所（箇所）		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	計画値	3	3	3	3	3	3
	実績値	3	3	3			

【見込み量確保のための方策】

こども家庭支援センターを中心に、発達障害のある子どもやその家族等への支援を行うことができるよう事業を推進します。

資料

紀美野町独自のサービス

サービス名	内 容
高齢者等外出支援タクシー・バス助成券事業	高齢者および、身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳（Ａ１、Ａ２、Ｂ１）又は精神障害者保健福祉手帳（１級、２級）所持者に利用券 18,000 円分を交付します。
紀美野町コミュニティバス（ふれあい号）	乗車に際し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した場合、無料で乗車できます。
福祉有償運送	一定の外出支援サービス対象者の条件を満たす身体障害者及び単独での移動が困難である障害者（付添人含む）が、定められた料金で町内の通院等の移動ができます。
心身障害児在宅扶養手当	18 歳未満（重度の場合 20 歳未満）の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者の保護者又は養育者に対し扶養手当を支給します。
重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳（１～３級）、療育手帳（Ａ１、Ａ２）若しくは精神障害者保健福祉手帳（１級、２級）所持者、又は障害年金（１級、２級）若しくは特別児童扶養手当（１級）を受給されている人に保険対象となる療養に要する費用について医療助成金を支給します。
障害者施設等通所交通費補助事業	障害福祉サービス等を利用している人で、本人や保護者が送迎を行う場合に、通所に必要な交通費を補助します。

紀美野町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 11 月 8 日

告示第 112 号

(設置)

第 1 条 本町における障害者の福祉の推進を図るための計画を策定するに際し、学識経験者及び障害者の福祉に関連する分野の関係者から広く意見を求め、総合的な計画とするために紀美野町障害者基本計画・障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者の実態や意向調査等の結果に基づき、障害者福祉施策の総合的かつ効果的な推進方策及びその見込量等に関すること。
- (2) その他必要な事項

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、学識経験を有するもの、障害者団体等の関係者、福祉・医療関係者、関係行政機関の職員から町長が委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長の指名したものをもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は、委員の合議で決するが、協議が整わないときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、紀美野町保健福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成 18 年 11 月 8 日から施行する
- 2 この告示の施行の日以後に最初に開催される委員会の会議は、町長が招集する。

第 7 期紀美野町障害福祉計画及び第 3 期紀美野町障害児福祉計画策定委員名簿

(委員順不同・敬称略)

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	西 本 武 司	医師
副委員長	河 野 孝	歯科医師
	柳 岡 公 彦	国保野上厚生総合病院院長（内科医師）
	上 野 半兵衛	国保野上厚生総合病院（精神科医師）
	井 上 章	民生委員児童委員協議会会長
	若 林 豊	区長会会長
	宮 下 和 久	老人クラブ連合会会長
	横 山 伸 次	身体障害者会会長
	坂 本 雅 律	障害児者父母の会会長
	杉 浦 巧 次	特別養護老人ホームやすらぎ園園長
	山 本 秀 樹	社会福祉法人清和福祉会（介護支援専門員）
	田 渕 晴 民	社会福祉協議会会長
	美 野 勝 男	町議会議長
	湯 上 ひ と み	学識経験者
	志 賀 谷 一 仁	一般公募
	細 峪 康 則	副町長
	東 浦 功 三	住民課長

第 7 期紀美野町障害福祉計画
及び
第 3 期紀美野町障害児福祉計画

令和 6 年 3 月発行

編集・発行 紀美野町保健福祉課

〒640-1121

和歌山県海草郡紀美野町下佐々 1 4 0 8 番地 4

TEL (073)－489－9960

FAX (073)－489－6655
